

シズオカ型オープンデータの推進に関する指針

まえがき

本指針は「官民データ活用推進基本法」等により国が示したオープンデータ推進の方向性を踏まえ、市と市民の共有財産であるデータを、市民全体の資産として提供するために、本市におけるオープンデータの推進に向けた基本的な考え方及び取組の方向性について示すものである。

1 基本的な考え方

(1) オープンデータを推進する意義

ア 官民協働による地域課題の解決及び公共サービスの実現

本市データカタログサイト等を通じて、市民や民間団体等と公的データを共有することで、官民協働による本市の課題解決及び民間団体等からの多様なサービス創出の基礎とする。

イ 行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有するデータをオープンデータとして提供することにより、行政の透明性及び信頼性が向上する。

ウ 地域経済の活性化

データ収集やデータの横断的利用が機械で自動的に可能になることから、民間団体等のデータ流通コストが圧縮される。また、データの編集、加工、分析などを行い、市場経済の幅広い段階で活用することで、観光、子育て及び医療・福祉など多彩な分野において新たなビジネス又はサービスが創出され、地域経済の活性化及び市内民間団体等の振興に寄与する。

エ 行政における政策の高度化・業務の効率化

政策の計画立案や決定過程等において、公的データを横断的に分析することにより、政策の高度化が図られる。また、これまでは公文書公開請求により公開していたデータを積極的にオープンデータとして提供することにより、当該請求に係る双方の事務コストを削減し、市民の利便性の向上及び業務の効率化が図られる。

オ 情報公開の総合的な推進

本市が保有する情報を、オープンデータとして積極的に提供することにより、静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例（平成19年静岡市条例第11号）第10条の規定に基づく保有情報の提供及び静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第30条の規定に基づく情報公開の総合的な推進を図ることができる。

(2) 推進のための基本方針

オープンデータ推進のための基本方針を以下のように定める。

「静岡市オープンデータ基本方針」

1. 静岡市が保有しているデータは、個人情報等を除き、原則としてすべてオープンデータ化する。
2. オープンデータはすべての人が無償で利用可能なものとする。
3. オープンデータは原則として営利・非営利を問わず二次利用を可能とする。
4. オープンデータは可能な限り機械判読可能なデータ形式で提供する。
5. オープンデータの活用については民産学官で連携し、オール静岡の体制で取り組む。

(3) 推進のための体制

オープンデータは、静岡市DX推進統括会議会長（副市長）が統括する静岡市DX推進統括会議のもとに、全庁的な体制によって推進する。

また、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、行政保有データを利用者が活用しやすい形で提供するために、行政手続き及び情報システムの企画・設計段階から必要な措置を講じる。

(4) 本指針の取扱いについて

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改定していくものとする。

また、本指針に定めのない事項については、国や静岡県が定める各種規約やガイドライン等に準拠するものとする。

2 具体的な取組について

(1) 地域課題解決のための取組

本市が保有するデータのうち、地域課題解決に資するデータを「価値のあるデータ」として効果的に提供し、データ利活用を推進するため、以下の取組を行う。

ア 保有データのオープンデータ化を推進するための基盤

本市が保有するデータのオープンデータ化を進め、利用者の利便性を確保するため、オープンデータが一覧でき、API利用が可能な「データカタログサイト」を整備する。

また、点群データをはじめとする3Dデータや地理情報等については、データの特性や利用目的に応じて、G空間情報センターや静岡市地理情報システム「しずマップ」などのプラットフォームを活用し、最適な場所で提供する。

イ 重点的に提供するデータの選定

本市が保有するデータのうち、本市ホームページへの掲載等、既に公開・公表しているものについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。その上で、当該データとアンケート等によって得られたニーズや政府が定める重点分野のデータとをマッチングさせる。

マッチングしたデータのうち、他自治体等で既に活用されているデータ、具体的な活用を予定しているデータ、提供しているデータ及びニーズがあるにも関わらず他自治体等がまだ提供していないデータを抽出し、優先的に提供するデータを選定する。なお、公文書公開請求により公開されているデータについては、原則として優先的に提供データとする。

ただし、静岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報や具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないものについては、オープンデータ化の対象から除く。

ウ オープンデータ候補リスト

オープンデータとして公開可能なデータのリストを公開し、データ利用者等からの要望があるデータについては、優先して提供する。

エ 提供するデータの拡大

オープンデータ候補リストに掲載されていないデータや公開、公表していないデータのうち、利用者のニーズの高いものや民間から具体的な利活用の提案等があった場合は、その必要性を検討した上で、可能なものから順次整備する。

オ 民間との協働による利活用の推進

民間が行う利用促進の取組については、その趣旨及び内容を検討した上で、協働により積極的に推進する。

カ 利活用に関する研究

民間や大学、しずおかオープンデータ推進協議会等と連携し、オープンデータの利活用及び利用拡大の在り方などについての研究を行う。

(2) 二次利用促進のためのオープンデータ化のルール

ア 機械判読に適したデータによる提供

オープンデータ化するデータについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式等）とするよう努める。

また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV等）又はより高度な利用が可能なデータ形式（例：RDF等）等、課題に適した形式での提供に努める。

イ 提供したデータの二次利用の原則

提供したデータは、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

データの二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス¹を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

なお、著作権法（昭和45年法律第48号）の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC BY」となるよう検討し、著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。

また、著作物とならないデータについては、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

ウ 個人・法人・団体等から取得したデータの取扱い

本市が保有するデータのうち個人・法人・団体等から取得したデータを提供する場合に、当該データの提供が当該データ提供者又は第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定に当たり、必要に応じて当該データ提供者等の意見を聴くものとする。

エ 二次利用のために必要な情報及び免責事項の明示

データの時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを明示する。

また、提供したデータを二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責は負わない旨を明示する。

(3) 中長期的な検討事項

ア オープンデータ化を見込んだ成果物等の取得に係る権利関係の整理

本市の委託契約等により得られた成果物や、事業の実施により取得したデータについては、オープンデータとして提供する可能性をあらかじめ仕様書や各種規定に明記し、本市が保有するデータの提供を積極的に推進する。

イ 外郭団体が保有するデータのオープンデータ化

本市が保有するデータのみならず、外郭団体が保有するデータについても、提供できるように、関係課で検討を行う。

ウ データの利便性の向上

データを単に提供するのみではなく、利用者からの意見等を踏まえ、提供したデータの課題等を洗い出し、必要なデータの追加等を行うことにより、データの利便性を

¹ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス：著作物の流通を促進する国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが発行している、著作物の取り扱いをインターネット上で明示的に表示する利用許諾方式(ライセンスシステム)。

高めることを検討する。

また、本市が保有するデータとニーズとのマッチング活動に継続して取り組む。

附則

この指針は平成27年10月23日から施行する。

附則

この指針は令和8年1月20日から施行する。